

# 3 保険金・給付金などのご説明

保険金・給付金は約款（普通保険約款・特約条項）の規定にもとづいてお支払いしますが、免責事由に該当した場合や支払事由を満たさない場合などは、保険金・給付金をお支払いできないこともあります。詳しくは約款をご確認ください。以降はご照会の多い具体的な事例です。ただし、すべてのケースを示しているものではないのでご了承ください。

## ●お支払いできない場合について

### 1. 免責事由に該当

#### 保 険 金

対象 ▶ **総合福祉団体定期保険** ▶ **団体定期保険**

■以下の場合、**死亡保険金**や**高度障害保険金**がお支払いできません。

- ・責任開始日から1年以内に被保険者が自殺したとき
- ・契約者または死亡保険金受取人の故意で被保険者が死亡したとき
- ・戦争その他の変乱で被保険者が死亡したとき

#### 不 慮 の 事 故 で の 保 険 金 ・ 給 付 金

対象 ▶ **総合福祉団体定期保険** ▶ **団体定期保険**に付加している特約

■以下の場合、**災害保険金**や**障害給付金**または**入院給付金**がお支払いできません。

- ・契約者、被保険者または受取人の故意もしくは重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間や法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・地震、噴火または津波によるとき
- ・戦争その他変乱によるとき

#### 新 団 体 医 療 保 険

対象 ▶ **新団体医療保険**

■以下の場合、**給付金**がお支払いできません。

- ・契約者、被保険者または受取人の故意もしくは重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間や法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・被保険者の薬物依存
- ・地震、噴火または津波によるとき
- ・戦争その他変乱によるとき



参照

団体信用生命保険の免責事項については  
P.19を参照してください。

## お支払いできません

保険金の増額日から**6ヵ月後**に、  
被保険者が自殺によって死亡したとき  
増額日から1年以内に自殺によって死亡した場合、  
増額部分の死亡保険金はお支払いできません。

## お支払いできます

保険金の増額日から**5年を経過**して、  
被保険者が自殺によって死亡したとき  
所定の期間を経過したあとに自殺によって死亡  
した場合、死亡保険金をお支払いします。



ポイント

契約の途中で保障を増額した場合、増額分の保障は、その増額責任開始日から適用されます。

## お支払いできません

被保険者が、**危険であることを  
認識できる状況**で、  
マンションを壁つたいで登って、  
手をすべらせて転落し骨折したとき

被保険者に重大な過失があるため、  
給付金はお支払いできません。

## お支払いできます

被保険者が自宅の屋根を  
掃除していた際に**不注意**で  
足をすべらせて転落し骨折したとき  
(被保険者の軽過失に該当する場合)

不注意で足をすべらせてしまった行為は  
重大な過失とはいえないため、  
給付金をお支払いします。



ポイント

重大な過失とは、「少し注意をしていれば、危険を予測し回避ができたにもかかわらず、著しく注意を欠いていた状態」のことを指します。客観的・一般的な角度から著しい不注意に当たるか否か、個別的特殊事情があるかどうかなどを考慮し、慎重に判断します。

## お支払いできません

被保険者が、  
**覚せい剤の薬物依存による幻覚が原因**で  
マンションの3階から転落し骨折したとき

被保険者の薬物依存が原因で事故にあった場合、  
給付金はお支払いできません。

## お支払いできます

被保険者が  
道で転んで骨折したとき

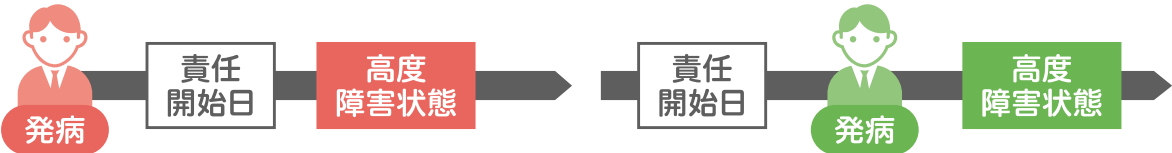
免責事由に該当しないため  
給付金をお支払いします。

## 2. 責任開始日前からの発病

保険金や給付金は、一般にご契約の責任開始日以後に発病した病気、または発生した不慮の事故による障害を原因とする場合に、お支払いの対象になると定められています。

### 高度障害保険金の例

**対象** ▶ **総合福祉団体定期保険** ▶ **団体定期保険** の加入者が、高度障害状態になったケース



#### お支払いできません

**責任開始日より前に**  
「緑内障」と診断され治療をしていた。  
責任開始日から10年が経過し、  
病気が進行して失明したとき

責任開始日より前にすでに発症していた  
疾病の場合、約款に定める  
高度障害状態に該当していても  
高度障害保険金はお支払いできません。

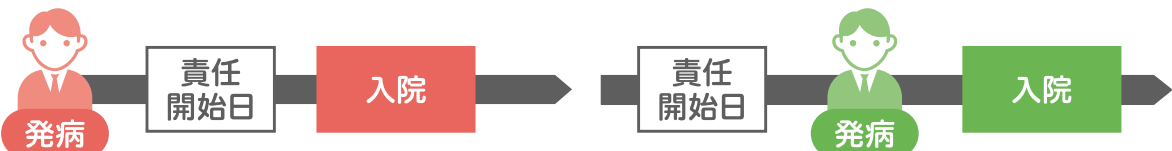
#### お支払いできます

**責任開始日以後に**  
「緑内障」と診断され  
治療をしていたが、  
病気が進行して失明したとき

責任開始日以後に発症し、回復の見込みが  
なく約款に定める高度障害状態に  
該当している場合、高度障害保険金  
をお支払いできる可能性があります。

### 新団体医療保険の例

**対象** ▶ **新団体医療保険** の加入者が、加入して2年以内に入院・治療をしたケース



#### お支払いできません

**責任開始日より前に**  
治療をしていた「胆石症」が  
責任開始日から  
1年6ヵ月後に悪化して入院したとき

責任開始日前の病気や  
ケガを原因とする入院の場合、  
給付金はお支払いできません。

#### お支払いできます

**責任開始日から**  
1年6ヵ月後に発病した  
「胆石症」で入院したとき

責任開始日以後の病気や  
ケガを原因とする入院の場合、  
給付金をお支払いします。



新団体医療保険について、責任開始日から2年を経過して入院を開始した場合は、責任開始日以降の原因によるものとみなして、責任開始日前から治療している病気・ケガであっても、入院給付金などをお支払いします。

### 3. 告知義務違反

ご加入などの際、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知された場合には、責任開始日から1年以内であれば保険契約の当該被保険者にかかる部分が解除となり、保険金などのお支払いができないことがあります。

#### 死亡保険金の例

**対象** ▶ **団体定期保険** の加入者が、加入して1年以内に死亡したケース

#### お支払いできません

責任開始日前の  
「慢性C型肝炎を原因とする肝臓がん」  
での通院を告知書で正しく告知せず  
に加入。  
責任開始日から6カ月後に  
「慢性C型肝炎を原因とする肝臓がん」  
で死亡したとき

故意または重大な過失によって  
事実を告知しなかった場合、事実と異なる  
内容を告知した場合は、お支払いできず、  
契約は告知義務違反により解除されます。

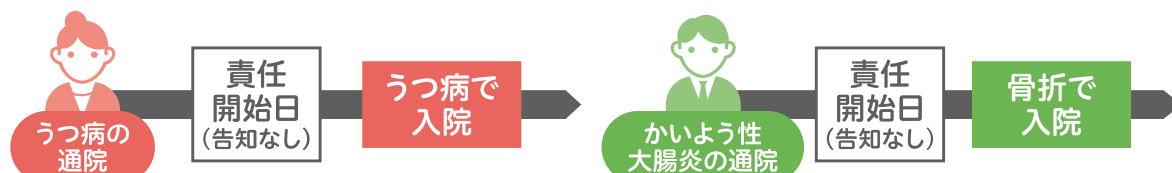
#### お支払いできます

責任開始日前の  
「慢性C型肝炎」での通院を  
告知書で正しく告知せず  
に加入。  
責任開始日の6カ月後に  
「慢性C型肝炎」とは因果関係のない  
「交通事故」で死亡したとき

告知義務違反の対象となった事実と  
請求原因との間に因果関係が  
認められない場合、  
お支払いできる可能性があります。

#### 新団体医療保険の例

**対象** ▶ **新団体医療保険** の加入者が、加入して1年以内に入院や治療したケース



#### お支払いできません

責任開始日前の「うつ病」での  
通院を告知書で正しく告知せず  
に加入。  
責任開始日の7カ月後に、  
そのうつ病の悪化により入院したとき

正しい告知がされていない場合、  
給付金がお支払いできません。  
告知義務違反による解除となる場合があります。

#### お支払いできます

責任開始日前の  
「かいよう性大腸炎」での  
通院を告知書で正しく告知せず  
に加入。  
責任開始日の3カ月後に  
「かいよう性大腸炎」とは因果関係のない  
「骨折」で入院・手術したとき

告知義務違反の対象となった事実と  
請求原因との間に因果関係が認められない場合、  
給付金はお支払いできる可能性があります。  
ただし、契約は解除となる場合があります。



契約の途中で増額していて、増額の告知について告知義務違反があった場合、増額した部分のみ解除する（増額する前の金額での保障となる）可能性があります。

## ●保険金について

### 死亡保険金



対象 ▶ 総合福祉団体定期保険 ▶ 団体定期保険

**死亡したとき**にお受け取りできます。

責任開始日からその日を含めて1年以内に自殺をした場合、免責となり死亡保険金はお受け取りできません。保険金額を増額している場合についても、増額部分に対して同様に取扱います。

### 高度障害保険金



対象 ▶ 総合福祉団体定期保険 ▶ 団体定期保険

**所定の高度障害状態になり、かつ回復の見込みがなく症状が固定したと医師に判断された場合**にお受け取りできます。

ただし、責任開始日以後に発病した疾病または発生した傷害によるものに限ります。



治療やリハビリによって回復の見込みがある（当初の障がい状態が改善する可能性がある）場合や、責任開始日前に発病した疾病、または発生した傷害を原因とした場合にはお支払いができません。

#### 所定の高度障害状態

##### 1 両眼の視力を全く永久に失ったもの

- ◆視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力（眼鏡などを装着した視力）について測定します。
- ◆「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- ◆視野狭さく（視野が狭くなる）および眼瞼（まぶた）下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

##### 2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

- ◆語音構成機能障害で口唇音・歯舌音・口蓋音・こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ◆脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ◆声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- ◆「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

##### 3 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

##### 4 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

- ◆「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。いわゆる寝たきり状態またはこれに近い状態を指します。
- ※特別の器具、介護用品などを使用して自力でできる場合は含まれません。

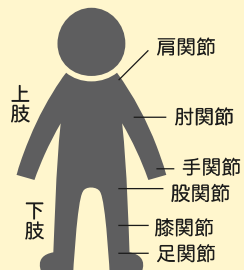
##### 5 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

##### 6 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

##### 7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

##### 8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- ◆「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれの3大関節（右図）の完全強直（各関節が完全に固まってしまい、形態（角度）を変えられない状態）で回復の見込みのない場合をいいます。



## お支払いできません

脳梗塞になり麻ひが残った。  
現在リハビリ中であるとき

回復の見込みがあるため、  
高度障害保険金をお支払いできません。

## お支払いできます

脳出血により全身に麻ひが残り、  
常に介護を要する状態となった。  
リハビリをしても、これ以上良くならな  
いと医師に診断されたとき

回復の見込みがないため、  
高度障害保険金をお支払いします。



注意

- 高度障害状態と以下の内容は必ずしも一致しません。
  - ・身体障害者福祉法に定める障がい状態
  - ・公的介護保険制度による要介護認定
  - ・障がいにより就業が不可能となり収入が得られなくなる
- 半身麻ひは、高度障害状態とは認められません。



## 災害保険金



対象 ▶ 団体定期保険 傷害特約、災害保障特約、災害割増特約

責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、**その事故の日から起算して180日以内**に死亡したときなどにお受け取りできます。ただし、すでに障害給付金を受け取っている場合などは、差し引きした残額をお支払いいたします。



参照

「不慮の事故」についてはP.2主な保険用語を参照してください。

## お支払いできません

「脳梗塞」の後遺症のため、  
もともと食物を飲み込むことが  
困難な状態（嚥下障害）に  
なっている方が、食物を喉に詰まらせて  
窒息して死亡したとき

不慮の事故を原因とした死亡ではないため、  
災害保険金をお支払いできません。

## お支払いできます

階段で足を滑らせ転落し頭を強打。  
「急性硬膜下血腫」をおこして  
死亡したとき

不慮の事故を原因とした死亡のため、  
災害保険金をお支払いします。

## ●給付金について（団体定期保険、総合福祉団体定期保険）

### 入院給付金



- 対象**
- ▶ 総合福祉団体定期保険 災害総合保障特約
  - ▶ 団体定期保険 災害保障特約

責任開始日以後に発生した不慮の事故で、その事故の日から180日以内に**5日以上**の入院をしたときに、**入院給付金日額×入院日数**の給付金をお受け取りできます。

#### お支払いできません

階段から落ちて、  
4日間入院したとき

入院日数の要件（5日以上）を満たさないため、  
入院給付金はお支払いできません。

#### お支払いできます

スキーをしていた際に転倒し、  
8日間入院したとき

5日以上入院について、  
入院日数に応じた入院給付金をお支払いします。

### 障害給付金



- 対象**
- ▶ 総合福祉団体定期保険 災害総合保障特約
  - ▶ 団体定期保険 災害保障特約、傷害特約

責任開始日以後に発生した不慮の事故で、その事故の日から180日以内に所定の身体障がい状態になった場合に**災害保険金額×障害等級の給付割合**の給付金をお受け取りできます。なお、同一の不慮の事故または同一の保険期間内で通算して10割が上限となります。

#### お支払いできません

交通事故が原因で下腿を複雑骨折した。  
その後リハビリして完治したとき

約款に定める所定の身体障がいに  
当てはまらないので、  
障害給付金はお支払いできません。

#### お支払いできます

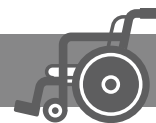
交通事故にあった。  
その事故が原因で、事故から180日以内に  
片眼を失明し回復の見込みがないとき

約款に定める所定の身体障がいに  
当てはまるため、  
障害給付金をお支払いします。

## ●新団体医療保険における給付金について

責任開始日以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、所定の入院や手術、放射線治療を受けたときに給付金をお支払いします。

### 疾病入院給付金、災害入院給付金



対象 ▶ **基本型** ▶ **入院限定型** ▶ **がん入院倍額型**

1日以上入院をしたときに、**入院給付金日額×入院日数**の給付金をお受け取りできます。

※がん入院倍額型に加入されている方ががんにより入院した場合は、**入院給付金日額×2×入院日数**の給付金をお受け取りできます。

#### お支払いできません

加入前より治療を受けていた  
椎間板ヘルニアが、  
加入後に悪化し入院したとき

責任開始日以前に発病した  
病気での入院については、  
入院給付金はお支払いできません。

#### お支払いできます

加入後に発病した  
椎間板ヘルニアによって  
入院したとき

責任開始日以後に発病した  
病気での入院については、  
入院給付金をお支払いします。

#### お支払いできません

加入後に睡眠時の呼吸状態などを  
検査するために入院したとき

「睡眠時の呼吸状態の検査」を目的として入院し、  
その結果、睡眠時無呼吸と  
医師に診断されなかった場合などは、  
「治療を直接の目的とする入院」に該当しないので  
入院給付金はお支払いできません。

### 入院見舞給付金



対象 ▶ **基本型** ▶ **入院限定型** ▶ **がん入院倍額型**

疾病入院給付金または災害入院給付金を支払われるときに

1回の入院につき、**入院給付金日額×5**の給付金をお受け取りできます。



ポイント

1回の入院の支払限度は、**60日** または **120日** です。加入されている制度をご確認ください。通算支払限度（被保険者1人あたり通算してお支払いできる入院給付金の日数）は **1095日** です。



注意

同一の病気（不慮の事故）または医学上重要な関係がある病気を直接の原因として入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、原則として「1回の入院」とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。（病名が異なる場合でも、医学上重要な関係があると判断した場合には「1回の入院」とみなす場合があります）



# 手術給付金

対象 ▶ 基本型 ▶ がん入院倍額型

責任開始日以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象と列挙されている手術または先進医療に該当する手術を受けたときに以下の給付金がお受け取りできます。

外来で受けた手術（入院基本料等の算定がない） ……………入院給付金日額×5  
入院中に受けた手術（入院基本料等の算定がある） ……………入院給付金日額×20

※「短期滞在手術等基本料1」と診療明細書に記載されている日帰り入院は外来扱いとなります。



注意

- 手術給付金の対象となる複数の手術を同じ日に受けられた場合、支払額のもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術があります。「一連の手術」の2回目以降に該当するものは、手術給付金はお支払いできません。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。その手術を複数回受けられた場合には、初日についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術、または先進医療の対象であっても、お支払いの対象とならない手術があります。

## お支払いできません

「ケガ」によってできた傷口を縫うため、  
「創傷処理」を受けたとき

公的医療保険が適用される手術ですが、  
約款でお支払いの対象から  
除外されている手術のため、  
手術給付金はお支払いできません。

## お支払いできます

「皮下腫瘍」のため、  
「皮膚、皮下腫瘍摘出術」を受けたとき

公的医療保険が適用されている手術のため、  
手術給付金をお支払いします。

## お支払いできません

「胃かいよりの疑い」で  
「内視鏡検査」を受けたとき

検査は約款上の  
「治療のための手術」にはあたりません。  
手術給付金はお支払いできません。

## お支払いできません

「近視矯正」のため  
「レーシック手術」を受けたとき

公的医療保険が  
適用されない手術のため、  
手術給付金はお支払いできません。

目次・主な保険用語

保険種類と  
保障内容について

保険金・給付金などの  
お手続きについて

保険金・給付金などの  
し説明

団体信用生命保険の  
お支払いについて

FAQ

請求漏れがないか  
確認してください

事実確認と  
個人情報の取扱い

公的医療保険制度に該当するが、支払対象外の手術



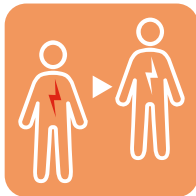
創傷処理

傷口を縫い合わせる



皮膚切開術

皮膚を切開し中の膿を出す



デブリードマン

壊死などした組織などを除去してきれいにする



骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、  
整復固定術および授動術

骨折などの治療で、メスを使わずに添え木やギプスなどで固定する



抜歯手術

親知らずや虫歯を抜く



鼻腔粘膜焼灼術  
(下甲介粘膜焼灼術を含む)

鼻づまりなどの症状を和らげるためにレーザーで鼻の粘膜を焼く

先進医療に該当するが、支払対象外の手術



歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術



上記6つの中に該当するもの

治療を直接の目的としていないため支払対象外の手術



美容整形上の手術



診断・検査  
(生検・腹腔鏡検査など)のための手術

公的医療保険制度に該当しないため、支払対象外の手術



レーシック



ポイント

「先進医療」とは、手術を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限る）をいいます。



# 放射線治療給付金

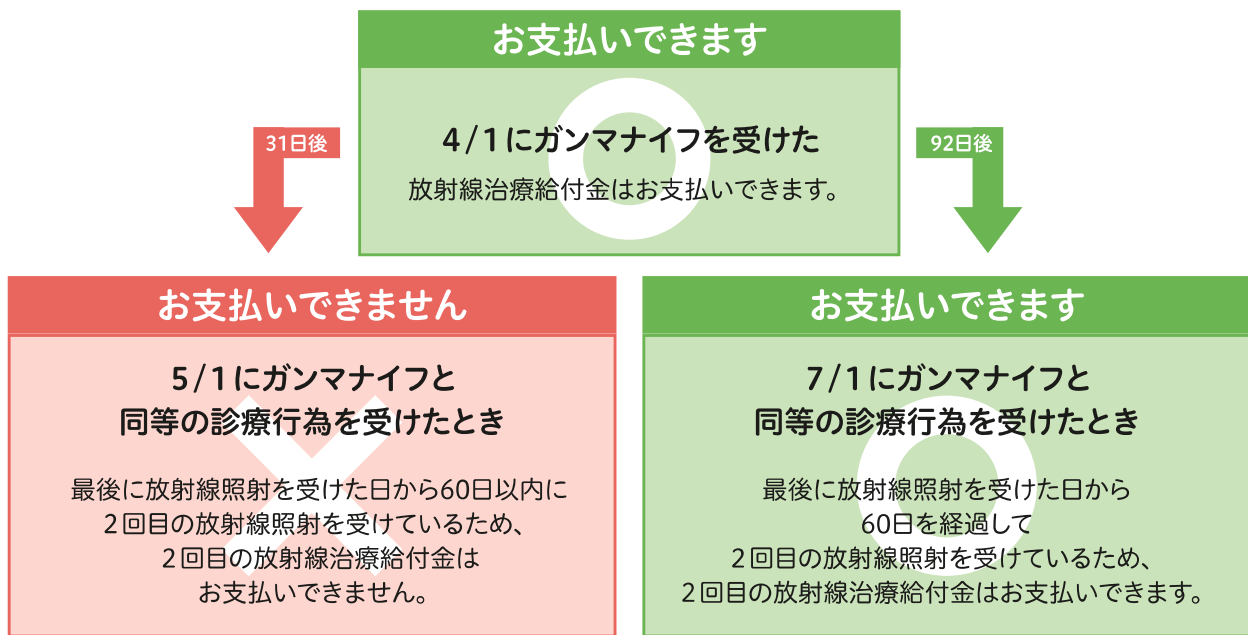
対象 ▶ **基本型** ▶ **がん入院倍額型**

責任開始日以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療科の算定対象として列挙されている診療行為または先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為を受けたときに、**入院給付金日額×10**の放射線治療給付金をお受け取りできます。



注意

- 放射線治療給付金は60日に1回お支払いします。  
放射線治療給付金が支払われることになった放射線治療を最後に受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
- 対象となる放射線治療には、「電磁波温熱療法」は含まれますが、「血液照射」は含みません。



# 3大疾病給付金



対象 ▶ **3大疾病保障特約**

次の支払事由に該当した場合に **3大疾病給付金額**をお支払いします。

悪性新生物	責任開始日以前を含めて、初めて悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ※責任開始日から起算して90日以内に悪性新生物と診断確定されたときは、お支払いの対象にはなりません。
急性心筋梗塞	責任開始日以後に発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的として20日以上継続して入院したとき、または 所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始日以後に発病した脳卒中の治療を直接の目的として20日以上継続して入院したとき、または 所定の手術を受けたとき



注意

3大疾病給付金のお支払いは1回のみです。3大疾病給付金を1度お支払いすると、この特約は消滅します。

目次・主な保険用語

保険種類と  
保障内容について

保険金・給付金などの  
お手続きについて

保険金・給付金などの  
説明

団体信用生命保険の  
お支払いについて

FAQ

請求漏れがないか  
確認してください

事実確認と  
個人情報の取扱い

## ●こんなとき、給付金はいくら払われるのか？

下記は新団体医療保険の一例です。加入している制度や契約状況によっても異なります。実際にはご提出された書類をみてお支払いできるか否かを当社で慎重に判断いたします。

**Q** 狭心症で2日入院しました。入院中に手術もしました。  
日額3,000円、基本型、120日限度の契約です。給付金はいくら支払われますか？

**A** 疾病入院給付金 : 3,000円×2日 = 6,000円  
入院見舞給付金 : 3,000円×5×1回 = 15,000円  
手術給付金(入院中) : 3,000円×20×1回 = 60,000円 合計：81,000円をお支払いします。

**Q** 慢性副鼻腔炎で5日入院しました。入院中に手術もしました。  
日額5,000円、入院限定型、60日限度の契約です。給付金はいくら支払われますか？

**A** 疾病入院給付金 : 5,000円×5日 = 25,000円  
入院見舞給付金 : 5,000円×5×1回 = 25,000円 合計：50,000円をお支払いします。  
※手術をしても、入院限定型の契約の場合、手術給付金はお支払いできません。

**Q** 骨盤骨折でA病院で5/1～5/21(21日間)まで、B病院で5/21～7/20(60日間(5/21分は除く))まで入院しました。入院中に手術も2回(5/4、5/13)しました。  
日額5,000円、基本型、60日限度の契約です。給付金はいくら支払われますか？

**A** 災害入院給付金 : 5,000円×60日 = 300,000円  
入院見舞給付金 : 5,000円×5×1回 = 25,000円  
手術給付金(入院中) : 5,000円×20×2回 = 200,000円 合計：525,000円をお支払いします。  
※1回の入院につき60日限度の契約です。  
60日を超えて入院をしても60日分までしかお支払いできません。

**Q** 日帰り入院で「皮膚・皮下腫瘍摘出術」を受けました。  
日額3,000円、入院限定型、60日限度です。  
領収書には入院、診療明細書には「短期滞在手術等基本料1」が算定されています。  
給付金はいくら支払われますか？

**A** お支払いできる給付金はありません。  
日帰り入院の場合、領収書の入院料等項目に点数が算定されていても、「短期滞在手術等基本料1」が算定されている場合、外来扱いとなります。  
入院限定型の契約は、入院した際の保障のみです。手術に対する保障はありませんので、手術給付金はお支払いできません。

**Q** 胃がん治療のため、6/1～6/4(4日間)、6/22～6/25(4日間)、7/13～7/16(4日間)入院しました。日額3,000円、がん入院倍額型、60日限度の契約です。  
給付金はいくら支払われますか？

**A** 疾病入院給付金 : 3,000円×2×12日 = 72,000円  
入院見舞給付金 : 3,000円×5×1回 = 15,000円 合計：87,000円をお支払いします。  
※P.14でご案内のとおり、同一原因による入院を2回以上した場合、それらを1回の入院とみなすため、複数回入院していても入院見舞給付金は1回分のお支払いとなります。

**Q** 大腸ポリープの治療のため外来扱いで手術をしました。  
日額5,000円、基本型、60日限度の契約です。給付金はいくら支払われますか？

**A** 手術給付金(外来) : 5,000円×5 = 25,000円 合計：25,000円をお支払いします。